

(案)

資料6

## 共同開発契約書

●●株式会社（以下、「甲」という。）及び●●株式会社（以下、「乙」という。）は、●●  
●●に関し、次のとおり共同開発契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 （共同開発）

- 1 甲及び乙は、別紙1に定める内容及び別紙2に定める役割分担に従い、乙が有する●●の技術を利用した新たな●●に係る実用化技術の開発（以下、「本開発」という。）を共同で実施する。
- 2 本開発の実施に先立ち、甲及び乙は、相互に、本契約締結日時点において、各自が有する、本開発のために必要なノウハウ、アイデア、データ等の技術情報（以下、「本技術情報」という。）について、（本開発により新たに生ずる開発、発明との混同を避けるため、）その概要を書面により相手方に対し明らかにする。

### 第2条 （共同開発の内容）

甲及び乙は、別紙1及び別紙2に従い、本開発を行う。

### 第3条 （開発期間）

本開発に係る開発期間は、別紙3記載の期間とする。ただし、甲乙協議の上、書面により延長することができる。

### 第4条 （情報等の提供等）

- 1 本開発の実施にあたり、甲及び乙は、相互に必要な情報を相手方に提供する。
- 2 本契約により提供される相手方の秘密情報、技術情報、特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他知的財産権は、当該相手方に帰属し、または当該相手方が第三者から利用のための許諾を受けた情報である。本契約に基づき当該知的財産権等を受領した当事者は、本開発に係る開発期間中に限り、本開発を実施するためにのみこれを利用することができ、当該知的財産権等を開示した当事者は、本開発の実施の目的を除いて、受領当事者に対して、当該知的財産権等につき譲渡又は許諾するものではない。
- 3 各当事者は、本契約に基づき提供を受けた相手方の秘密情報を本開発以外の目的で使用することはできない。

### 第5条 （進捗及び成果の報告）

コメントの追加【A1】：自社と取引先の双方が、得意とする技術・ノウハウを出し合って、技術的な課題を解決するために、共同して開発を行う場合には共同開発契約の締結をしましょう。開発に着手する段階では必ずしも期待した成果が得られない場合もあることを念頭においた取り決めが必要です。なお、中には実態としては単なる製造委託契約であるにもかかわらず、共同開発契約の締結の提案を受ける場合がありますが、共同開発は、双方が技術・ノウハウを出し合い、成果については共有するというのが基本的な考え方になりますので、共同研究開発の趣旨にあっているかよく検討することが肝要です。

コメントの追加【A2】：中小企業が既に保有している技術（知的財産権や営業秘密等として特定可能な場合には適宜別紙等を用いて特定しておくことが望ましい）を明示することで、共同開発を通じて得られる成果と混同することを防止します。第2項にあるように、共同開発の成果と混同を防ぐべき独自の技術については、明確に文書化しておきます。権利化可能なものや、営業秘密として管理可能なものは、契約に先だって検討しておくことが望ましいと言えます。

#### 【落とし穴①】

既に保有している技術を明確に示さず契約した場合、共同開発が進んだ所で、契約の相手方から既存の技術も含めて共同開発の成果であり、その成果について共有を主張されるという可能性もあります。

- 1 甲及び乙は、毎月報告会を開催し、相手方に対し、毎月報告書を提出し、本開発の進捗を相互に確認する。
- 2
- 3 甲及び乙は、本契約に基づいて得られた成果につき、相互に報告し、その内容を共有する。

#### 第6条 (成果の帰属)

- 1 本契約を遂行する過程で、発明、考案、意匠、著作権の創作その他成果物（以下、「発明等」という。）が生じた場合には、相手方に対し速やかに通知し、その取扱いについて協議するものとし、また、相手方の承諾なく単独で出願、登録等を行ってはならない。
- 2 発明等が生じた場合、発明者に帰属するものとするが、当該成果等が甲乙双方の貢献に基づくときには、原則として、成果等は共有とし、持分比率は、その原則として、発明等への貢献に応じた比率とする。
- 3 発明等が共有となる場合において、協議により一方当事者のみに帰属することとしたときには、他方当事者に対し、貢献度に応じた想定持分に相当する対価を別途協議の上、支払うものとする。
- 4 甲及び乙は、発明等に関し自己の従業員等が権利を有する場合は、本契約の目的を達成するために必要な承継を受けるものとする。

#### 第7条 (成果の取扱い)

- 1 甲及び乙は、本契約を遂行する過程で得られた共有にかかる発明等の実施については実施の条件及び費用等を含めて別途協議するものとする。
- 2 甲及び乙は、自己に単独で帰属することとなった本契約を遂行する過程で得られた発明等につき、相手方の同意を得ることなく、第三者に実施許諾することができる。
- 3 甲及び乙は、共有にかかる本契約を遂行する過程で得られた発明等につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に実施許諾をすることはできない。
- 4 相手方から共有にかかる本契約を遂行する過程で得られた発明等につき第三者に実施許諾をするための承諾を求められた甲又は乙は、合理的理由なく承諾を拒んではならない。
- 5 前項の要請を受領した日から1か月以内に、なんらの応答もなされなかった場合又は合理的理由なく承諾を拒んだ場合には、当該日を経過した時点をもって、第三者に対する実施許諾につき同意がなされたものとみなす。

コメントの追加 [A3]: 自社のみが負担となるような場合には削除しても構いません。自社も相手方における試験や検討の成果や共同開発を進める上で必要なデータ等の提供を受ける必要がある場合には、こうした条項を入れておくことで、相手方にも必要な情報の開示を求めることが可能です。

コメントの追加 [A4]: 共同開発の過程で得られた成果についても発明者に帰属するのが原則ですが、共同開発契約が締結されていれば、双方に貢献があると看做され、共有となるのが自然な解釈となります。実質的に自社のみが技術・ノウハウを提供するような場合には別途、開発委託契約の締結も検討に値する他、第3項を削除して、最初から自社のみ成果を帰属させ、相手方への実施権の設定や対価の取り決めをしておく方法もあります。

コメントの追加 [A5]: 権利を一方当事者に帰属させることで、実施を確保する方法もありますが、権利の移転は伴わずに一方当事者のみが実施できる権利（専用実施権）を設定する場合があります。

コメントの追加 [A6]: 権利を一方当事者に帰属させず、一方当事者のみが実施できる権利（専用実施権）を設定する場合には、「帰属する」を「実施する」と書き換えます。

コメントの追加 [A7]: 一方当事者のみが当該発明を実施することを想定される場合には、実施する当事者が例えば製造委託先等に当該発明を実施させることについて相手方の同意が無くても出来るという内容になっています。



- 6 相手方の承諾を得て第三者に対する実施許諾をする場合には、当該第三者による実施報告書を相手方に定期的に報告し、また、相手方に対し当該第三者に係る実施料のうち、当該発明等に係る相手方の持分比率に応じた実施料を支払うものとする。

#### 第8条 (紛争対応)

- 1 本開発の目的の範囲で甲及び乙が開示する技術や実施を許諾する知的財産権等について、第三者の権利を侵害していないことを保証するものではない。
- 2 本開発に関し、第三者との間で知的財産権侵害を理由とする紛争が生じた場合、甲及び乙は、速やかに相手方に通知し、相互に協力して解決する。

コメントの追加 [A8]: 本共同開発の成果を活用して事業化をする際には、侵害調査等が必要となります。侵害調査に係る費用は事業化する側で負担することが一般的であると言えます。

#### 第9条 (出願)

- 1 本契約を遂行する過程で得られた発明等につき、甲乙の共有に係るものは、甲乙共同で出願し、その出願等に要する費用は、原則として持分比率に応じて按分する。
- 2 本契約を遂行する過程で得られた発明等(改良発明も含む)につき、単独で帰属するものは、当該発明等を単独で有する当事者が出願し、その出願等に要する費用は、当該発明等を単独で有する当事者が負担する。

#### 第10条 (秘密保持)

- 1 甲及び乙は、本契約の過程で開示され又は知り得た相手方の技術上又は営業上の秘密(これが化体した有体物、目的物又は成果物を含む。)について、厳に秘密を保持し、開示者による事前の書面承諾を得ない限り、本開発以外の目的のために用いてはならず、また、第三者に対し、秘密情報を開示し又は漏洩してはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当するものを除く。
  - ① 開示される以前に、相手方が知得していたもの
  - ② 開示された時に、すでに公知であったもの
  - ③ 開示した以降に、相手方の帰責事由なく、公知となったもの
  - ④ 相手方が、正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの
- 2 第1項の規定にかかわらず、法令又は裁判所その他官公庁から秘密情報の開示を要請された場合には、受領者は、秘密情報を開示することができる。

#### 第11条 (解除)

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約及び個別契約を解除することができる。

- ① 本契約又は個別契約に違反し、催告を受けたにもかかわらず、違反が解消されないとき

- ② 監督官庁から、営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- ③ 第三者から差押、仮差押、仮処分その他強制執行若しくは競売申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- ④ 破産、民事再生、会社更生手続又は特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき
- ⑤ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は自ら振出した手形の不渡処分を受けたとき

#### 第12条 (有効期間)

- 1 本契約の有効期限は、第3条に定める開発期間と同一とする。
- 2 本契約の終了後においても、第10条に定める秘密保持義務は、本契約の期間満了後3年間存続する。

#### 第13条 (紛争の解決)

- 1 本契約に定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本契約に関連する紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。
- 2 本契約に関する知的財産権についての紛争については、まず [東京・大阪] 地方裁判所における知財調停の申立てをしなければならない。
- 3 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 4 第1項に定める紛争を除く本契約に関する紛争（裁判所の知財調停手続を含む。）については、第1項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書二通作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

●●年●月●日

甲 ●●株式会社  
(住所)  
(代表者名) 印

乙 ●●株式会社  
(住所)  
(代表者名) 印



## 【別紙1】

1. 開発の目的

●●の技術を利用した新たな●●に係る実用化技術の開発

2. 開発内容

・○○の技術の応用検討・・・

・・・・・・・・

想定される成果物（成果物の機能、仕様、調査研究の場合は報告書等を記載）

3. 開発期間

●●年●月●日 から ●●年●月●日 まで

4. 役割・実施方法

別紙2（役割分担表、RACI表）のとおり

5. 実施スケジュール

別紙3（スケジュール）のとおり

6. 実施担当者

（人数に応じて、適宜メンバー表を添付します。所属部署、役職、メールアドレス、直通電話番号を記載してリーダーに○をつける等、見やすく作成し、実際のメンバーにも通知します。）

甲：

乙：

**【別紙2】**（役割分担表）

契約締結後も更新を行い、当事者間やプロジェクトチームで確認・管理を行うことで、貢献度を正しく評価するために活用することが考えられます。

